第29号の５様式（第236条の14関係）（日本産業規格Ａ５）

（新設）

使用条件等指定書	
無人航空機の型式	
無人航空機の登録記号	
無人航空機の製造番号	
認証の区分	
無人航空機の種類	
機体認証書番号	
上記の無人航空機の使用条件等を航空法第132条の13第３項の規定により下記のとおり指定する。 記 使用の条件 国土交通大臣	

第29号の６様式（第236条の16関係）（日本産業規格Ａ５）

（新設）

機体認証書番号			
国　土　交　通　省 機　体　認　証　書			
登録記号	型式	設計者名	製造番号
認証の区分			
この認証書は、航空法（昭和27年法律第231号）の規定に従い交付するもので、上記の無人航空機は、上記の法律及び指定した使用の条件に従つて、これを整備し、及び使用するときは、機体認証の効力を有するものとする。 発行年月日 国土交通大臣			
機体認証有効期間　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで			
備考			